

## 「学校用務員業務委託」受託候補者特定に係る実施要領

### （趣旨）

第1条 この要領は、教育委員会事務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下、「選定要綱」という。）第8条第1項第4号の規定に基づき、「学校用務員業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等必要な事項について、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

### （実施の公表）

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準等により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

### （提案書等の内容）

第3条 提案書等は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 事業者の状況（活動拠点・事業実績・財務状況等）
- (2) 業務実施方針等
- (3) その他当該業務に必要な事項

### （評価）

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 企業概要等
  - (2) 業務実施方針等
  - (3) 当該業務に対する意欲等
- 2 評価基準に基づき、評価委員会で書類審査を実施し、第一次審査合格者を選定する。
- 3 第一次合格者に対し、評価委員会において企画内容に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- 4 提案書等の内容及びヒアリング結果を基に、総合的に評価し、当該業務に最も適した者を特定する。
- 5 評価事項については、必要により学識経験者等から意見を聴取することができるものとする。
- 6 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

### （プロポーザル評価委員会）

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告

(4) ヒアリング

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長 教育委員会事務局総務部長  
副委員長 教育委員会事務局教職員人事部長  
委員 教育委員会事務局施設部長  
横浜市立小学校長  
横浜市立中学校長  
横浜市立高等学校長  
横浜市立特別支援学校長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果を教育委員会事務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

(契約)

第7条 前条までの規定に基づいて実施したプロポーザルによって特定した業者と契約した場合、その翌年度及び翌々年度の「学校用務員業務委託」にかかる契約については、教育委員会事務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会において、履行年度における業務の実績等をもとに審議したうえで契約の妥当性があると認められた場合には、当該業者と随意契約できるものとする。

2 前項の規定について、当該業者との契約は、当初契約年度を含め3回を上限とする。

附 則

この要領は、令和4年9月20日から施行する。